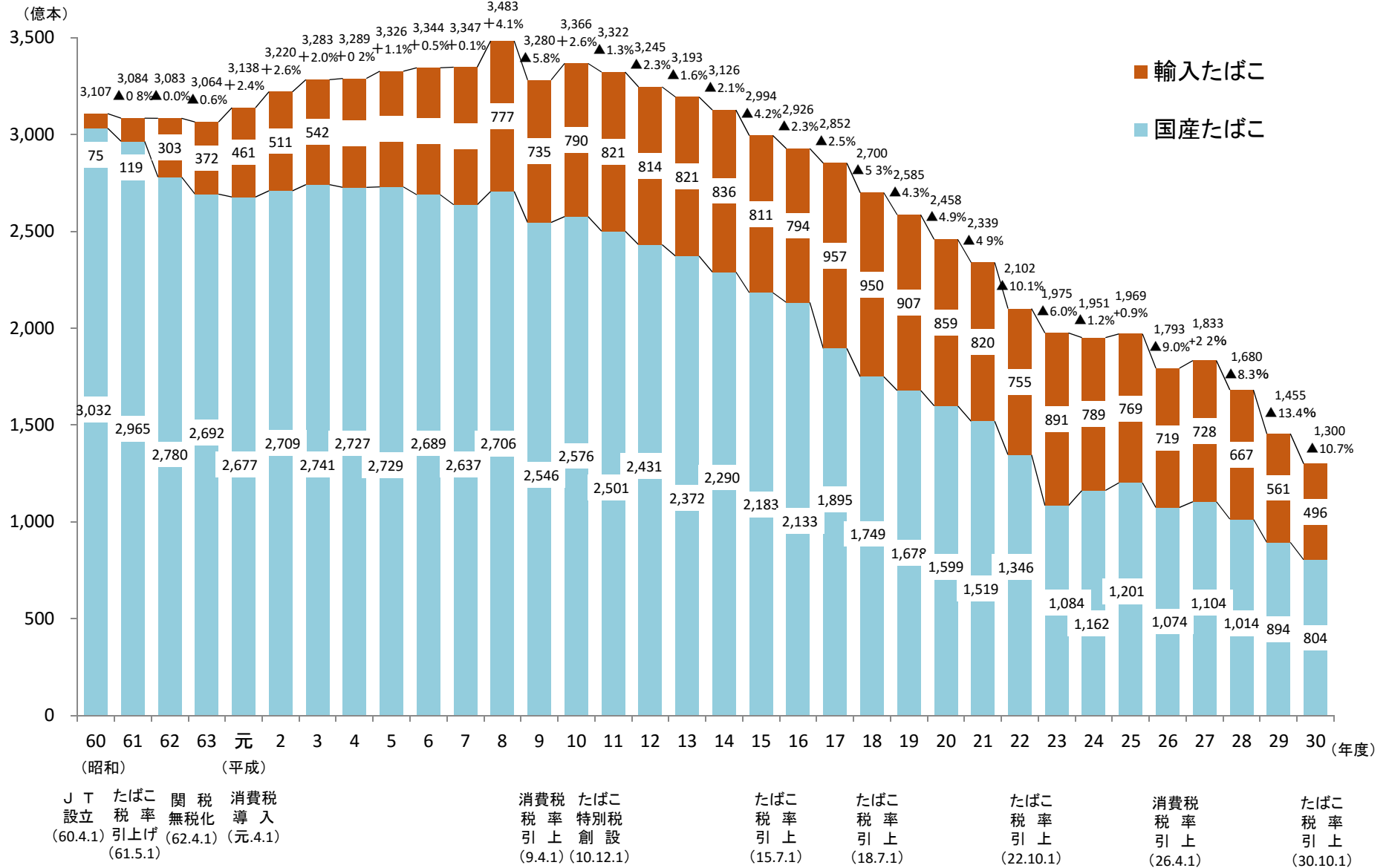


# たばこ・塩を巡る最近の諸情勢について

平成31年4月25日  
財務省理財局

# 紙巻たばこの販売数量の推移



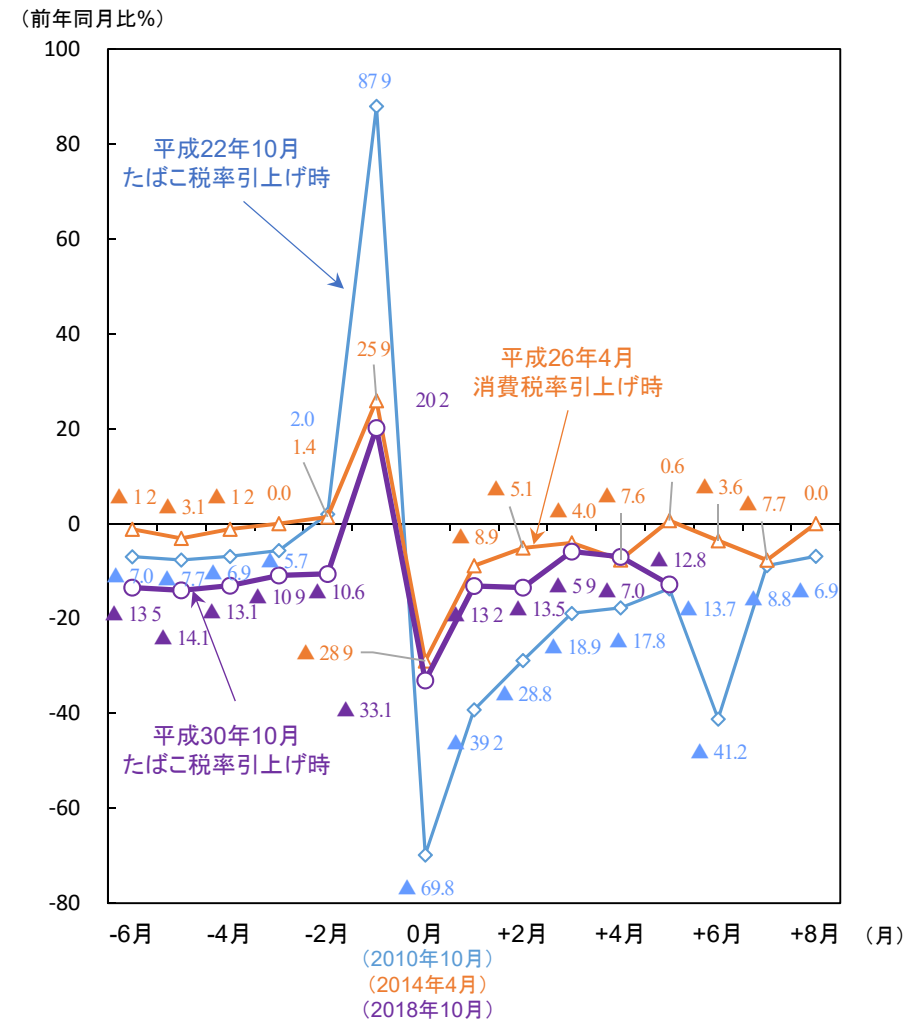
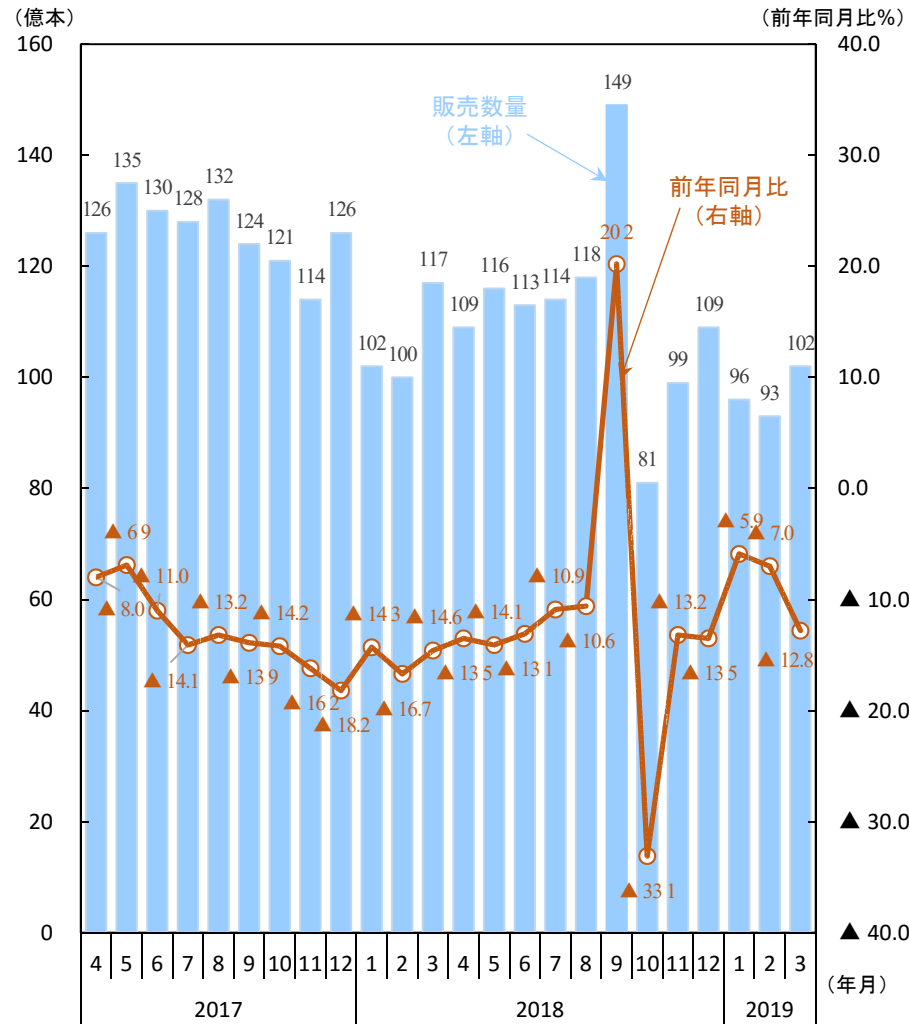
(注)一般社団法人日本たばこ協会資料をもとに作成。

(参考)平成30年度4-12月期における紙巻たばこ及び加熱式たばこの販売に占める加熱式たばこのシェアは、約21%。

# 紙巻たばこの販売数量の推移(月次)


【紙巻たばこ販売数量(月次)の推移】

※過去の増税時との比較



(注)一般社団法人日本たばこ協会資料をもとに作成。

# 加熱式たばこについて

<p>アイコス (フィリップ モリス ジャパン)</p>	<p>グロー (ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン)</p>	<p>プルーム・テック等 (JT)</p>
		<p>[プルーム・テック] [プルーム・テック・プラス] [プルーム・エス]</p> 
<p><b>【商品例】</b></p> <p>[名称]マールボロ・ヒートスティック・レギュラー [販売開始]2014年11月 [価格等]500円(製造たばこ20本)</p> <p>[名称]ヒーツ・ディープ・ブロンズ [販売開始]2018年10月 [価格等]470円(製造たばこ20本)</p>	<p><b>【商品例】</b></p> <p>[名称]ケント・ネオスティック・ブライト・タバコ [販売開始]2016年12月 [価格等]460円(製造たばこ20本)</p> <p>[名称]クール・ネオスティック・ブースト・ミント [販売開始]2018年3月 [価格等]490円(製造たばこ20本)</p> <p>[名称]ネオ・ダーク・プラス・スティック [販売開始]2018年7月 [価格等]490円(製造たばこ20本)</p>	<p><b>【商品例】</b></p> <p>[名称]メビウス・レギュラー・フォー・プルーム・テック [販売開始]2016年3月 [価格等]490円(製造たばこ5本、カートリッジ1本)</p> <p>[名称]メビウス・マイルド・ブレンド・フォー・プルーム・テック・プラス [販売開始]2019年1月 [価格等]500円(製造たばこ5本、カートリッジ1本)</p> <p>[名称]メビウス・レギュラー・テイスト・フォー・プルーム・エス [販売開始]2019年1月 [価格等]480円(製造たばこ20本)</p>
<p><b>【使用方法】</b></p> <p>・専用器具で製造たばこを加熱し、喫煙。</p>	<p><b>【使用方法】</b></p> <p>・専用器具で製造たばこを加熱し、喫煙。</p>	<p><b>【使用方法】</b></p> <p>・[プルーム・テック及びプルーム・テック・プラス]専用器具でカートリッジ内の溶液を加熱することにより発生した蒸気で製造たばこを加熱し、喫煙。</p> <p>・[プルーム・エス]専用器具で製造たばこを加熱し、喫煙。</p>

(注) 上記のほか、「アイディー・スティック・レギュラー」(460円、製造たばこ20本)、「アイディー・スティック・スーパー・カプセル・メンソール」(480円、製造たばこ20本)等4品目の小売定価について、2019年3月に認可。

# 加熱式たばこのベイパーに含まれるニコチン量等

		フィリップモリス (アイコス) (たばこスティック・レギュラー)	ブリティッシュ・アメリカン・ タバコ (グロー)	JT (ブルーム・テック) (メビウス・レギュラー・フォー・ブ ルूमテック)	JT (ブルーム・テック・プラス) (メビウス・マイルド・ブレンド・ フォー・ブルーテック・プラス)	JT (ブルーム・エス) (メビウス・レギュラー・テイスト・ フォー・ブルーム・エス)	(参考) 実験用標準紙巻たばこ (3R4F)
ニコチン		1.32±0.16mg/本	0.46mg/本	0.02mg/1パフ	0.03mg/1パフ	0.03mg/1パフ	1.89±0.16mg/本
グリセロール(グリセリン)		4.63±0.83mg/本	3.02mg/本	0.7mg/1パフ	1mg/1パフ	0.1mg/1パフ	2.42±0.14mg/本
水		36.5±3.1mg/本	12.1mg/本	0.4mg/1パフ	0.6mg/1パフ	2mg/1パフ	15.8±2.9mg/本
プロピレングリコール			0.39mg/本	1mg/1パフ	1mg/1パフ		
アセトアルデヒド		219±31μg/本	111μg/本	NQ(0.0927μg)/1パフ	NQ(0.0998μg)/1パフ	4.46μg/1パフ	1555±184μg/本
アクロレイン		11.30±2.36μg/本	NQ	BDL(0.0204μg)/1パフ	BDL(0.0219μg)/1パフ	BDL(0.0891μg)/1パフ	154±20μg/本
ベンゾ[a]ピレン		<1.00ng/本	2.22ng/本	BDL(0.00759ng)/1パフ	BDL(0.00817ng)/1パフ	NQ(0.00443ng)/1パフ	14.2±0.3ng/本
ベンゼン		0.649±0.074μg/本	NQ	BDL(0.00240μg)/1パフ	BDL(0.00262μg)/1パフ	BDL(0.00210μg)/1パフ	97.6±4.7μg/本
1,3-ブタジエン		0.294±0.042μg/本	BDL	BDL(0.00407μg)/1パフ	BDL(0.00439μg)/1パフ	BDL(0.00356μg)/1パフ	63.8±3.5μg/本
一酸化炭素		0.531±0.068mg/本	NQ	BDL(0.00682mg)/1パフ	BDL(0.00808mg)/1パフ	BDL(0.00835mg)/1パフ	32.8±2.4mg/本
ホルムアルデヒド		5.53±0.69μg/本	3.29μg/本	0.0835μg/1パフ	0.0813μg/1パフ	0.334μg/1パフ	56.5±12.1μg/本
NNK(4-(メチルニトロソアミ ノ)-1-(3-ピリジル)-1-ブタ ノン)		6.7±0.6ng/本	6.61ng/本	BDL(0.0108ng)/1パフ	BDL(0.0116ng)/1パフ	0.267ng/1パフ	266±15ng/本
NNN(N-ニトロソノルニコチ ン)		17.2±1.25ng/本	24.7ng/本	BDL(0.00703ng)/1パフ	0.0368ng/1パフ	1.12ng/1パフ	309±41ng/本
測定条件	吸込量	55ml	55ml	55ml	55ml	35ml(55ml)	55ml
	吸込時間	2秒	2秒	3秒(2秒)	3秒(2秒)	2秒	2秒
	吸込間隔	30秒	30秒	30秒	30秒	60秒(30秒)	30秒
	吸引回数	12パフ (※1本あたり6分間、若しくは 14パフ)	不明 (※1本あたり3分30秒間吸引 可能)	50パフ(70パフ)	50パフ(65パフ)	4パフ(8パフ)	10.6±0.4/本
備考	①平均±CI95%: 測定の回数 4回。(CIは平均の信頼区間) ②<: 中央値が定量下限 (LOQ)より下。この場合は LOQが記されている。少なく とも一つの値がLOQ未満の 場合は中央値を記し、CIは記 載せず。		(※1カプセルあたり50パフ) (※アセトアルデヒド以下の9 物質は、吸引時間2秒、吸引 回数70パフで測定)	(※1カプセルあたり50パフ) (※アセトアルデヒド以下の9 物質は、吸引時間2秒、吸引 回数65パフで測定)	(※アセトアルデヒド以下の9 物質は、吸込量55ml、吸引回 数8パフで測定)		

(注1)各社ホームページ(平成31年4月10日時点)に基づき財務省作成

(注2)NQ: 定量下限未滿 BDL: 検出限界未滿

(注3)フィリップモリス社はその他の成分も測定し公表している。

(注4)測定手法はたばこメーカーによって異なる。

## 葉たばこ農家の生産額及び面積等の推移

年度	面積 (ha)	生産額 (億円)	農家戸数 (戸)	1戸当たり生産額 (万円)	1戸当たり面積 (ha)
昭和60	47,801	1,999	78,653	254.1	0.61
平成10	25,276	1,185	25,517	464.4	0.99
26	8,564	393	5,911	665.5	1.45
27	8,329	369	5,788	637.3	1.44
28	7,962	350	5,560	629.1	1.43
29	7,572	370	5,315	697.1	1.42
30	7,185		5,081		1.41

(注1)平成30年度については、葉たばこ農家とJTの契約ベースの計数。

(注2)全国たばこ耕作組合中央会資料をもとに作成。

## たばこ小売店数の推移

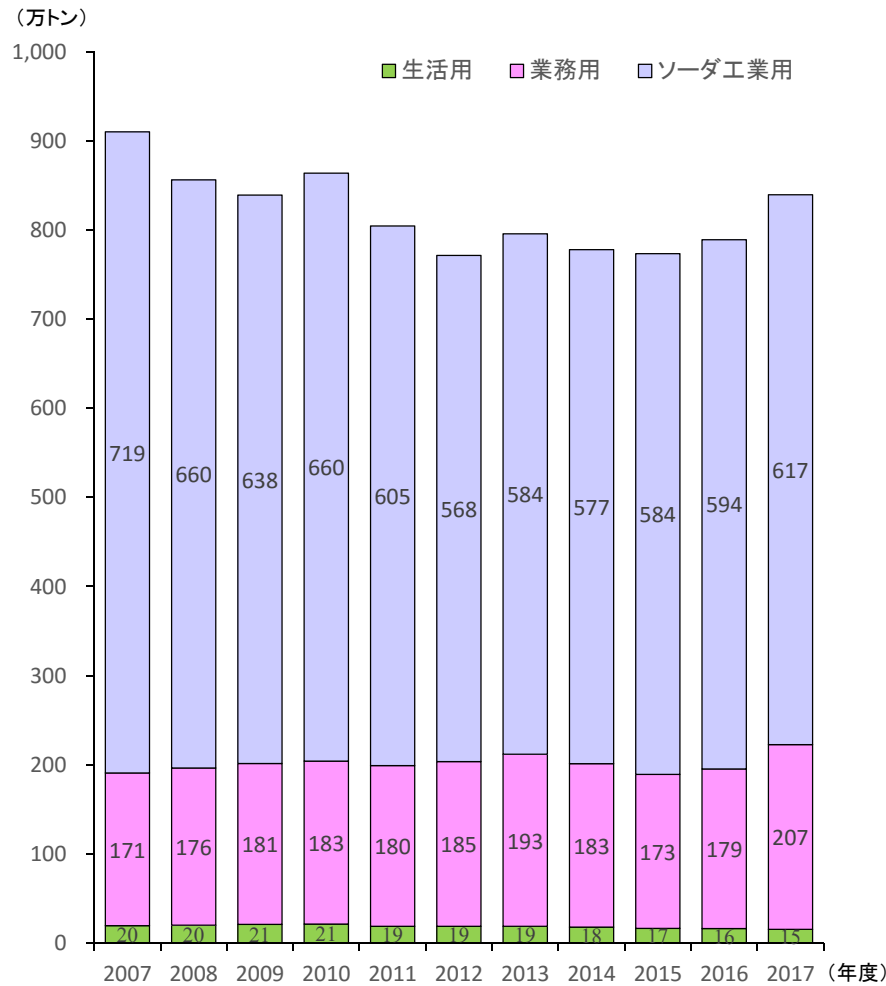
年度	販売店数 (店)	対前年度比 (%)	増減 (店)	新規店数 (店)	廃業店数 (店)
昭和60	266,502	101.1	2,897	6,721	3,824
平成10	299,184	101.0	3,101	10,138	7,037
25	268,530	98.8	▲ 3,333	7,023	10,356
26	264,864	98.6	▲ 3,666	6,497	10,163
27	258,161	97.5	▲ 6,703	5,284	11,987
28	254,033	98.4	▲ 4,128	4,915	9,043
29	249,190	98.1	▲ 4,843	4,658	9,501

(注1)販売店数は、各年度末現在。

(注2)廃業件数は、廃止届出書の提出があった件数のほか、許可取消件数、許可期間満了件数を含む。

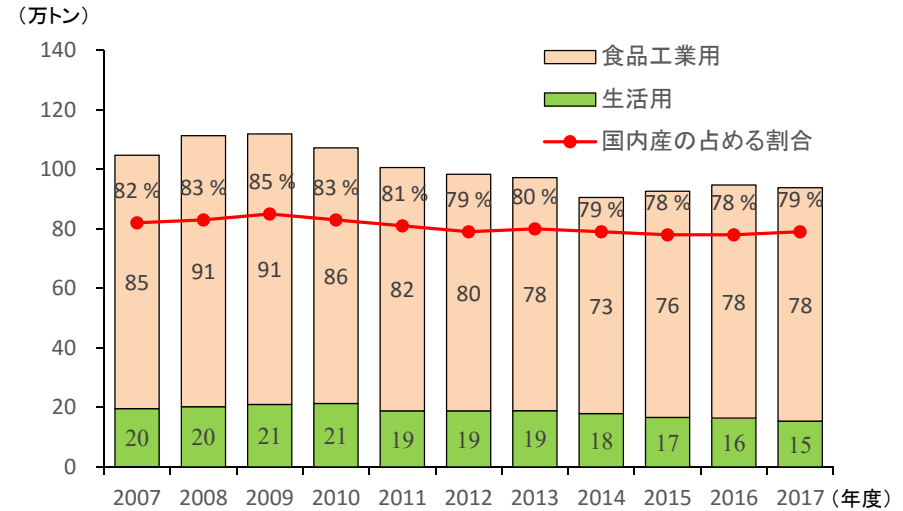
# 塩の需要量の推移

【塩需要量の推移】

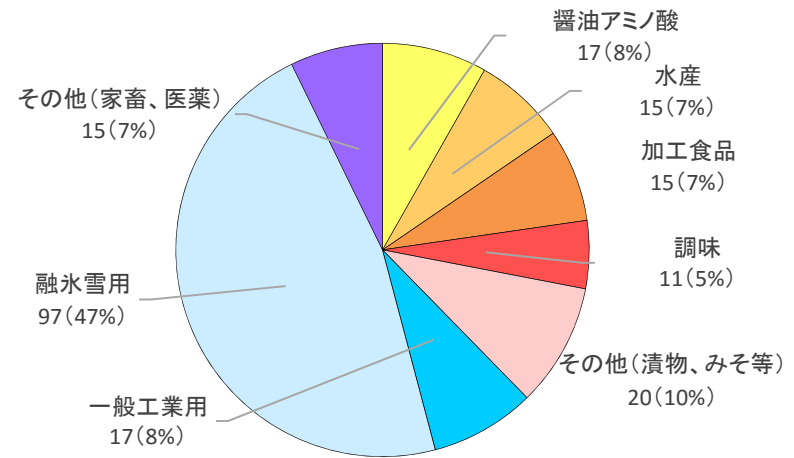


(注1)生活用:主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるもの。  
 業務用:食料品その他の物資の製造、融冰雪用等に使用されるもの(ソーダ工業用を除く)。  
 ソーダ工業用:かせいソーダ、ソーダ灰等の製造に使用されるもの。  
 (注2)財務省「塩需給実績」をもとに作成。

※食用塩(生活用及び食品工業用)需要量等の推移



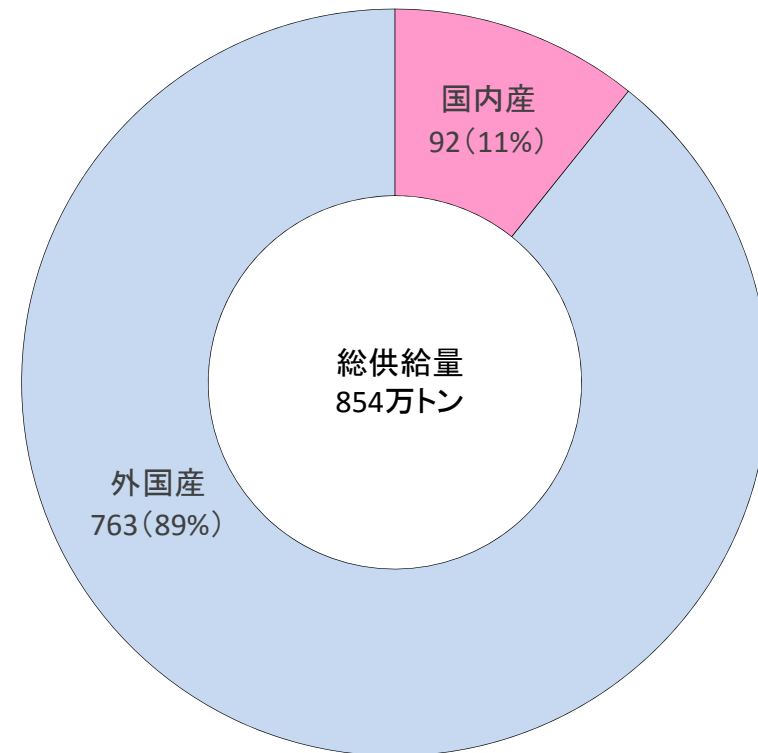
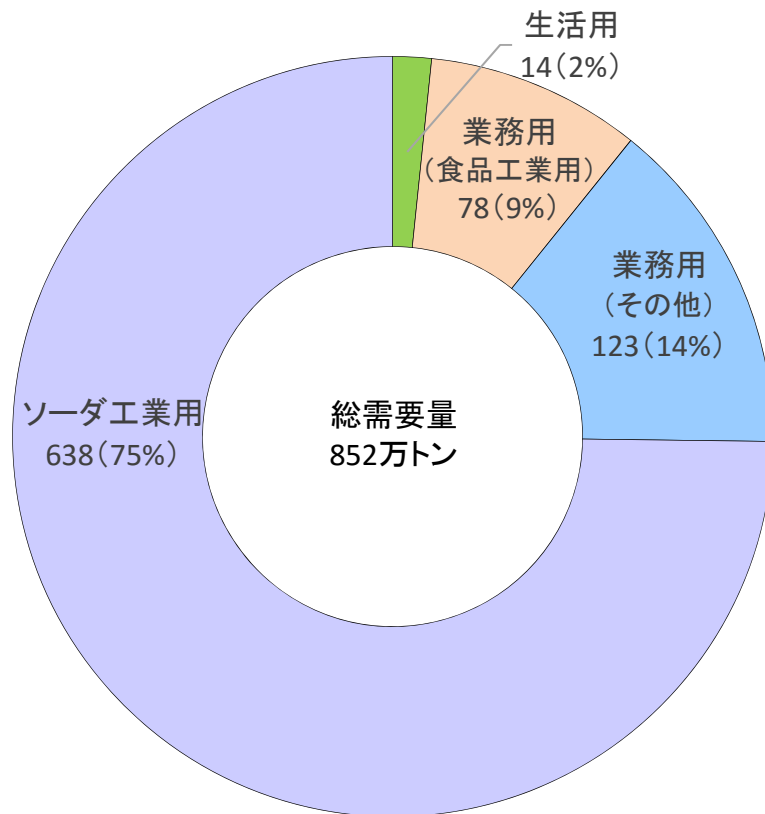
※業務用塩の用途別内訳(平成29年度)(単位:万トン)





# 平成31年度塩需給見通し

○ 平成31年度塩需給見通し(平成31年3月29日公表)は、需要量852万トン、供給量854万トンとなっている。



(注1)生活用:主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるもの。  
業務用:食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの(ソーダ工業用を除く)。  
ソーダ工業用:かせいソーダ、ソーダ灰等の製造に使用されるもの。  
(注2)財務省「塩需給見通し」をもとに作成。

# 塩製造業の概観

- 国内の塩製造業者は44者(平成29年度末)、特殊用塩等製造業者(特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を業として行う者)は657者(同)。  
(注)特殊用塩:用途又は性状が特殊な塩(医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩、試薬塩化ナトリウム 等)  
特殊製法塩:製造の方法が特殊な塩(香辛料やにがり又はごまなどの食品が混和された塩 等)
- 国内産の塩の殆どは、イオン交換膜製塩法による塩製造業者(4社5工場)が製造している。

## 【イオン交換膜製塩法による製塩業者の所在地】



# 注意文言表示規制の見直し

## ○ たばこ事業法施行規則(昭和60年大蔵省令第5号)の一部を改正する省令案の概要

※ パブリックコメント期間: 2019年4月22日～5月21日

### 〔改正の概要〕

- ・製造たばこの容器包装に表示する注意文言を改める。  
※ 加熱式たばこに係る注意文言を新設。
- ・注意文言を表示する容器包装の主要な面の部分について、その面積を当該容器包装の主要な面の面積の50%以上とするほか、表面のある容器包装については、「他者への影響」に関する注意文言を表面に表示すること、注意文言の文字の色について、白色又は黒色のうち、当該文字がより明瞭に判別できる色とするなど、注意文言の表示方法を改める。
- ・「light」、「mild」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文言を容器包装に表示する場合に表示する注意文言を定めるほか、当該注意文言の表示方法を改める。
- ・財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量を表示する場合、消費者に誤解を生じさせないための文言を表示するよう義務付けるとともに、その表示方法について定める。
- ・その他、製造たばこ代用品に適用される規定の読替え適用等について定めるなど、所要の改正を行う。

### 〔施行期日〕

- ・健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日  
※ 2020年6月30日(加熱式たばこ及び2018年度の販売本数が1億本以上の紙巻たばこについては2020年3月31日)までに会社(日本たばこ産業株式会社)又は特定販売業者により販売される製造たばこについては、改正後のたばこ事業法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(注)たばこ事業法施行規則のほか、関連する告示、通達の改正等もあわせて行う。

# 広告規制の見直し

## ○ 製造たばこに係る広告を行う際の指針(平成16年3月財務省告示第109号)の一部改正案の概要

※ パブリックコメント期間:2019年4月22日～5月21日

### 〔改正の概要〕

- ・第3号(喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針)について、たばこ広告に表示する注意文言を改める等の改正を行う。
- ・その他、第1号(全体的指針)について、加熱式たばこを加熱するための機器に係る広告に関しても本指針の趣旨を踏まえて配慮するよう明確化する、第2号(媒体等広告方法別の指針)について、「はり札、看板及び建物その他の工作物等に掲出され又は表示されるたばこ広告」並びに「見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布」を行う場所に係る規定を改めるなど、所要の改正を行う。

### 〔適用期日〕

- ・公布の日から適用。ただし、この告示による改正後の第3号の規定は、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から適用。
  - (注1)たばこ広告(注2に掲げるたばこ広告を除く。)に関するこの告示による改正後の第3号の適用については、2020年6月30日までの間は、なお従前の例によることができる。
  - (注2)2020年6月30日までに発売される新聞紙及び雑誌その他の刊行物に掲出され又は表示されるたばこ広告に関するこの告示による改正後の第3号の適用については、なお従前の例によることができる。

# 健康増進法の改正を踏まえた所要の見直し

## ○ 「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の一部改正の概要

### 〔改正の概要〕

- ①たばこの販売場所のある建物の屋外の敷地内の場所に喫煙設備を設置することも可とする。
- ②健康増進法の規定により喫煙するために利用できない設備は「施設内に喫煙設備を設けること」との条件における「喫煙設備」に当たらないものとする。
- ③厚生労働大臣が指定する「指定たばこ」に限り喫煙をすることができる設備のみを設けている場合であって、特定小売販売業者等が「指定たばこ」を全く販売していない場合、「施設内に喫煙設備を設けること」との条件に該当していないものとする。
- ④本取扱要領の一部改正の発遣日(2019年4月1日)の前までに特定小売販売業等の許可を受けた者(同日前に当該許可の申請を行い、同日以後に当該申請により許可を受けた者を含む。)が、施設内の喫煙設備を撤去した場合、当分の間、「喫煙設備を設けること」との条件を適用しないこととする。  
また、本取扱要領の一部改正の発遣日以後に特定小売販売業等の許可を受けた者(上記の申請により許可を受けた者を除く。)は、施設の類型に応じ、2019年6月30日又は2020年3月31日までの間、「喫煙設備を設けること」との条件を適用しないこととする。

### 〔適用期日〕

- ・④については、2019年4月1日から適用
- ・①及び②については、2019年7月1日から適用
- ・③については、2020年4月1日から適用

# キャッシュレス・消費者還元事業

## 平成31年度予算案額 2,798億円（新規）

### 事業の内容

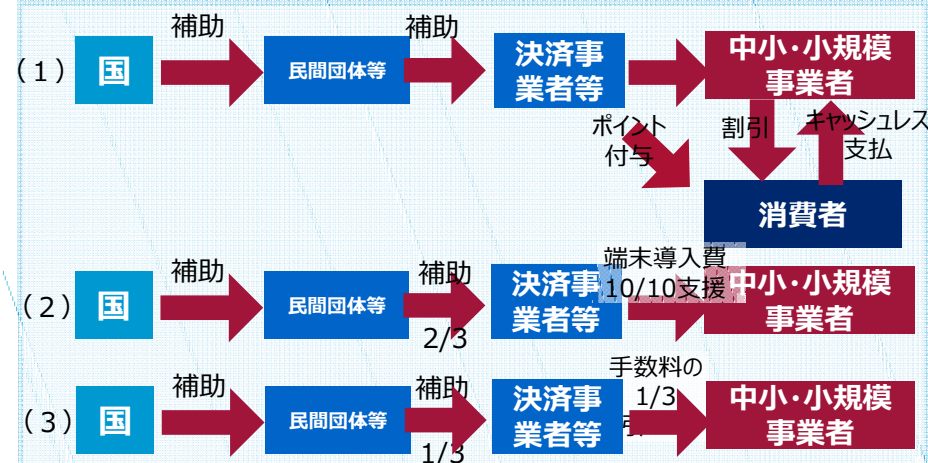
#### 事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

#### 成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### (1) 消費者への還元

- 平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。  
① 社会通念上不適切と考えられる者、② 換金性の高い取引、③ 別途の需要平準化対策が講じられる取引、④ 一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。
- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

#### (2) 決済端末等の導入補助

- (1) の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

#### (3) 決済手数料の補助

- (1) の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を、期間中補助します。

#### (4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

# キャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについて

- キャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについては、平成31年3月13日に、以下のとおり、財務省ウェブサイト公表。

平成31年3月13日  
財務省

## キャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについて

平成31年度予算案で提案が行われているキャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについては、たばこ事業法の趣旨を踏まえて以下の方針で検討を進めています。

- ・ キャッシュレス・消費者還元事業に参加する中小・小規模事業者の店舗において、たばこをポイント付与等の対象とすることは、たばこ事業法の趣旨に反するものではなく、たばこも当該事業の対象となります。  
ただし、当該事業のポイント付与等(フランチャイズ・チェーン加盟店等については2%、それ以外の中小・小規模事業者の店舗については5%)に加えて、小売販売業者の負担でポイント付与等を行うことは認められません。
- ・ キャッシュレス・消費者還元事業に参加するフランチャイズ・チェーン等において、補助の対象外となるチェーン本部の直営店等で当該事業と同様のポイント付与等を実施する場合、当該直営店等において、たばこをポイント付与等の対象とすることは、たばこ事業法の趣旨に反するものではありません。  
ただし、この場合においても、当該事業のポイント付与等と異なるポイント付与等を小売販売業者の負担で行うことは認められません。

なお、キャッシュレス・消費者還元事業の実施に際してのたばこ事業法上の位置付けが明らかとなるよう、今後、たばこ事業法施行規則の改正を行う予定です。

※ キャッシュレス・消費者還元事業については、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://cashless.go.jp/>

# 経済連携協定の交渉状況

- 平成30年度においては、TPPが2018年12月、日EU・EPAが2019年2月に発効している。
- 現在交渉が進行している主なEPAは、日トルコ・EPA及びRCEP。
- 各EPAにおいて、紙巻たばこ(暫定無税)、精製塩(関税:500円/トン)等について関税交渉を行っている。
- 加熱式たばこについては、2018年1月に、HSコードの変更があり、「その他の喫煙用たばこ」(関税:3.4%)から「その他の製造たばこ及び代用品」(関税:3.4%)のコードへ分類が変更された。

## 発効済のEPA

・日シンガポール	(2002年11月)
・日メキシコ	(2005年4月)
・日マレーシア	(2006年7月)
・日チリ	(2007年9月)
・日タイ	(2007年11月)
・日インドネシア	(2008年7月)
・日ブルネイ	(2008年7月)
・日ASEAN	(2008年12月)
・日フィリピン	(2008年12月)
・日スイス	(2009年9月)
・日ベトナム	(2009年10月)
・日インド	(2011年8月)
・日ペルー	(2012年3月)
・日オーストラリア	(2015年1月)
・日モンゴル	(2016年6月)
・TPP	(2018年12月)
・日EU	(2019年2月)

## 日トルコ・EPA

- 2014年12月から2019年4月までに14回の交渉会合を実施
- トルコは日本に対し、たばこ、魚介類、野菜、果実、加工食品、衣類・じゅうたん等の繊維製品、自動車部品を主に輸出している。

## RCEP

- RCEPは、東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership) の略
- 交渉参加国: ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)